

第18回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年7月15日（水） 13時57分～14時38分

2 開催場所 平川市役所 4階 大会議室2

3 出席農業委員（17名）

1番委員	今井 由香里	2番委員	今井 文雄	3番委員	駒井 雄多
4番委員	山口 知治	5番委員	大川 哲彌	6番委員	花田 昭二
7番委員	花田 良造	8番委員	對馬 忠法	11番委員	葛西 松静
12番委員	工藤 守	13番委員	今井 龍美	14番委員	小山内 知寛
15番委員	木村 雅栄	16番委員	葛西 雅博	17番委員	古川 榮
18番委員	桑田 久毅	19番委員	高井 美奈子		

4 欠席農業委員（2名）

9番委員	齋藤 美也子	10番委員	外川 清孝		
------	--------	-------	-------	--	--

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（8名）

平賀-1	赤平 和総	平賀-2	阿部 功	平賀-3	小野 哲
平賀-4	齋藤 陽徳	平賀-5	谷川 一雄	尾上-1	森内 優加利
尾上-2	葛西 均	碓ヶ関	平山 純一		

6 出席事務局職員（5名）

事務局長	中畑 高稔	事務局長補佐	福士 鉄也	事務局係長	外川 隆子
主事	阿保 真心	碓ヶ関支局長補佐	成田 剛		

7 議事日程等

第1 議事録署名者の指名

第2 会期の決定

第3 議案審議

議案第54号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について

議案第55号 農地法第3条第3項の規定に基づく許可について（解除条件付）

議案第56号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について

報告第45号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第46号 使用貸借合意解約書の受理について

8 会議の概要

あいさつ

(省略)

農業委員会憲章
唱和（委員全
員）

(省略)

【開会 14 時 00 分】

議長（今井龍
美）

これより、第 18 回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、19 名中 17 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
18 番 桑田 委員、19 番 高井 委員の両名にお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議案説明のため、中畑事務局長、福士事務局長補佐、成田碇ヶ
関支局長補佐、外川係長、阿保主事の出席を求めました。書記に
は、成田碇ヶ関支局長補佐を採用いたします。
それでは議案審議に入ります。
本日の議案は、お手元に配付してある議案第 54 号から第 56 号
の 3 件、ほかに報告が 2 件でございます。
はじめに、議案第 54 号を議題とし、事務局に説明を求めま
す。

阿保主事

1 ページをご覧ください。

議案第 54 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書と併せて 2 ページをご覧ください。

所有権移転について、26 番から 3 ページの 29 番までは譲渡人の要望、30 番から 4 ページの 31 番までは経営拡大、32 番は新規就農、33 番から 5 ページの 36 番までは耕作便利、6 ページの 37 番は贈与者の要望によるものです。

件数は 12 件、面積 36,930 m²、田 5 筆 12,555 m²、畑 17 筆 24,375 m² です。

続いて 7 ページをご覧ください。

賃貸借権設定について、25 番は貸付人の要望、26 番から 9 ページの 30 番までは経営拡大、10 ページの 31 番は法人の構成員個人から法人へ貸付けするものです。

件数は 7 件、面積 71,384 m²、田 15 筆 48,026 m²、畑 20 筆 23,358 m² です。

続いて 12 ページをご覧ください。

使用貸借権設定について、6 番は農業者年金受給者による再設定です。

件数は 1 件、面積 35,655 m²、田 8 筆 16,826 m²、畑 14 筆 18,829 m² です。

今回申請のあった案件については、申請事由により現地調査対象外である案件を含め、別添 1 のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、所有権移転の 26 番から 37 番、賃貸借権設定の 25 番、29 番から 31 番、使用貸借権設定の 6 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、賃貸借権設定の 26 番から 28 番については、碓ヶ関 平山推進委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、平山推進委員に退席を求めます。

(平山推進委員 退席)

議長

それでは、賃貸借権設定の 26 番から 28 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

平山推進委員の入室を許可します。

(平山推進委員 着席)

議長

次に議案第 55 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

阿保主事

14 ページをご覧ください。

議案第 55 号 農地法第 3 条第 3 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書と併せて、15 ページをご覧ください。

	解除条件付賃貸借権設定について、1 番は新規就農によるものです。 件数は 1 件、面積 2,236 m²、畑 1 筆です。 今回申請のあった案件については、農地法第 3 条第 3 項各号すべてに該当するため、許可要件を満たしております。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。 何か、ございませんか。 （「なし」の声あり）
議長	それでは、解除条件付の賃貸借権設定の 1 番について、質疑、ご意見を求めます。 何か、ございませんか。
4 番 山口委員	議長、4 番
議長	4 番、山口委員
4 番 山口委員	4 番、山口です。この農地の借受人である法人は何をしている法人で、何を作付けする予定なのかを教えてください。
阿保主事	借受人である法人は日常生活支援事業を営む法人であり、さつまいも、枝豆等の作付けをする予定と聞いております。
議長	他に、何かございませんか。
16 番 葛西委員	議長、16 番
議長	16 番、葛西委員
16 番 葛西委員	16 番、葛西です。この法人の構成人数は何名になりますか。
阿保主事	借受人の労働力として、法人の構成員は代表取締役を含め 4 名、臨時で雇っている方が年間を通して 3 名、それぞれ 5 日ずつ手伝ってもらっていると聞き取りしております。

議長

他に、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に議案第 56 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

阿保主事

16 ページをご覧ください。

議案第 56 号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対して別紙のとおり農用地利用集積等促進計画案の作成を要請したいので審議を求めるものです。

17 ページをご覧ください。

所有権移転について、整理番号 28 番から 18 ページの 32 番までのとおりで、所有権移転日となる公告日は令和 8 年 8 月末頃の予定です。

件数は 5 件、面積 5,972 m²、田 9 筆 4,895 m²、畑 3 筆 1,077 m²です。

続いて 19 ページをご覧ください。

利用権設定について、整理番号 12 番は再配分方式での賃貸借権設定です。

当該農地については、所有者の死亡後相続人が不明であることから、所有者不明農地として県知事裁定を経たうえで貸借権を設定しているところであり、今回現貸借期間の満了に伴い権利設定内容を更新するものです。

件数は 1 件、面積 3,982 m²、畑 1 筆です。

今回申請のあった案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、所有権移転の 28 番から 32 番、利用権設定の 12 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、報告 2 件について、事務局に説明を求めます。

阿保主事

20 ページをご覧ください。

報告第 45 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

総会資料とは別に配付しております、別添 2 関連案件一覧と併せて、21 ページをご覧ください。

13 番及び 14 番は他者へ貸付するため、15 番は借受人へ売却するため解約するものです。

件数は 3 件、面積 18,835 m²、田 8 筆です。

続いて 22 ページをご覧ください。

報告第 46 号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

こちらについても総会資料とは別に配布しております、別添 2 関連案件一覧と併せて、23 ページをご覧ください。

5 番は他者へ売却するため、6 番は借受人の都合により解約するものです。

件数は 2 件、面積 1,354 m²、畑 3 筆です。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第 18 回総会を閉会いたします。

【閉会 14 時 38 分】